

蒲郡市バス運行対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、乗合バス事業を行う交通事業者が当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市長の指定する路線において乗合バス事業を行う交通事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる区間を運行する乗合バス事業とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とし、実際にバスの運行がなされた期間を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する当該バス運行路線の経常費用から経常収益を差し引いた額とする。

2 経常費用及び経常収益の算定基準は、別記に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、予算の範囲内において定めるものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市バス運行対策費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助対象事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書

- (2) 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
- (3) 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
- (4) 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
- (5) 補助金交付申請額の算定書

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、蒲郡市バス運行対策費補助金交付決定通知書（第2号様式）により速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に通知しなければならない。

(補助事業の計画変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の年度末までに、蒲郡市バス運行対策費補助金実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市バス運行対策費補助金確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業が全て完了し、前条の補助金の額の確定後交付する。

(検査等)

第15条 市長は補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求

め、又は検査することができる。

(交付決定の取り消し)

第16条 交付の決定の取消しは、規則第17条の規定によるほか、補助事業者が次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(帳簿の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

別表（第3条関係）

路線名	系統		補助対象区間	
1 西浦・病院循環線 (左まわり)	西浦温泉前～ 蒲郡市民病院 前～西浦温泉 前	キロ程 (k m) 27.7	全区間	キロ程 (k m) 27.7
	蒲郡市民病院 前～蒲郡駅前 ～西浦温泉前	14.0	全区間	14.0
2 西浦・病院循環線 (右まわり)	西浦温泉前～ 蒲郡市民病院 前～西浦温泉 前	27.6	全区間	27.6
3 丸山・病院循環線	丸山住宅～蒲 郡市民病院前 ～丸山住宅	25.8	全区間	25.8
	丸山住宅～蒲 郡市民病院前 ～蒲郡駅前	16.3	全区間	16.3
	蒲郡駅前～蒲 郡市民病院前 ～丸山住宅	16.3	全区間	16.3

別記（第5条関係）

経常費用及び経常収益の算定基準

【経常費用の算出方法】 経常費用＝キロ当たり経常費用×実車走行キロ

- ・キロ当たり経常費用（銭未満は切捨て）とは、補助対象期間における補助対象事業者の報告書により算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの費用とする。

【経常収益の算出方法】 経常収益＝運送収入＋運送雑収＋営業外収入

1 利用実績の調査

路線バス事業者において、市長が指定する月に2日間（土曜日、日曜を除く平日）以上、利用実態調査を行う。

2 運送収入 運送収入＝定期外収入＋定期収入

(1) 定期外収入 定期外収入＝ウ×エ＝（ア×イ）×エ

ア 利用実績：利用実態調査による走行1キロ当たり収入

イ 実車走行キロ：対象期間中の実績

ウ 仮収入：上記ア×イ

エ 調整率：1の利用実態調査に基づく収入と対象期間中の実績収入（収入見込）との調整を図る。

※調整率＝対象期間の全路線収入／実態調査日の全路線収入（対象期間換算）

(2) 定期収入 定期収入＝ウ×エ＝（ア×イ）×エ

ア 利用実績：利用実態調査による1日当たり収入を算出

イ 運行日数：対象期間中の総日数から運転休止（終日）した日数を減ずる。

ウ 仮収入：上記ア×イ

エ 調整率：1の利用実態調査に基づく収入と対象期間中の実績収入との調整を図る。

※調整率＝対象期間の全路線収入／実態調査日の全路線収入（対象期間換算）

3 運送雑収 運送雑収（路線）＝キロ当たり運送雑収×実車走行キロ（路線）

- ・キロ当たり運送雑収＝運送雑収（乗合事業）÷実車走行キロ（全路線）

4 営業外収入 営業外収入（路線）＝キロ当たり営業外収入×実車走行キロ（路線）

- ・キロ当たり営業外収入＝営業外収入（乗合事業）÷実車走行キロ（全路線）

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者
所在地
名称
代表者

蒲郡市バス運行対策費補助金交付申請書

年度において、蒲郡市バス運行対策費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業施行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 4 補助金等交付申請額 金 円
- 5 補助金等交付申請額の算出基礎
- 6 補助事業の経費の配分及びその使用方法

- 備考
- 1 1. 2. 5及び6については、必要に応じて別紙とすること。
 - 2 2及び6については、必要に応じ計画書、収支予算書等その詳細を明らかにする書類を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

蒲 第 号

申請者
所在地
名称
代表者

蒲郡市バス運行対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度バス運行対策費補助金については、蒲郡市バス運行対策費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定したので、通知します。

年 月 日

蒲郡市長



記

- 1 この補助金等の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けの交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金等の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、交付申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助に付する条件は、別紙のとおりとする。

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者

所在地

名称

代表者

蒲郡市バス運行対策費補助金実績報告書

年 月 日付け蒲 第 号で補助金等の交付決定を受けた 年度バス運行対策費補助事業が完了したので、蒲郡市バス運行対策費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業施行期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

第4号様式（第13条関係）

蒲 第 号

申請者
所在地
名称
代表者

蒲郡市バス運行対策費補助金確定通知書

年 月 日付け（第 号）で実績報告のあった 年度
バス運行対策費補助金については、蒲郡市バス運行対策費補助金交付要綱第1
3条の規定により、下記のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長



記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金確定額	金	円